

(別紙)

平成 27 年度予算に係る水道施設整備事業の再評価について

1. 概要

水道課では、個々の水道施設整備事業を対象に、平成 23 年 7 月 7 日厚生労働省健康局長通知「水道施設整備事業の評価実施要領」で定めるところにより、事業の継続、中止、休止等の判断に資するための評価（再評価）を実施することとしている。

2. 評価の実施時期

平成 27 年度

3. 評価結果

平成 27 年度予算に係る再評価として、別表のとおり継続 6 件という結果を得た。各事業の内訳については、次表のとおりである。

表 再評価結果内訳

事業区分	実施件数	結果			
		継続	休止	中止	見直し
簡易水道等施設整備事業	1	1	0	0	0
水道水源開発等施設整備事業	5	5	0	0	0
水道水源開発施設整備事業	0	0	0	0	0
計	6	6	0	0	0

(1) 継続する事業

水道課では、公衆衛生の向上、生活改善の見地から安全で良質な水道水の安定的な供給を図るために、6 事業の継続を決定した。

平成 2 7 年度予算に係る再評価結果一覧表

【簡易水道等施設整備事業】

(単位:千円)

都道府県	事業者名	地区名	事業名	工期(年度)		総事業費	便益(B)		費用(C)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	備考
				始	終		総便益	便益の主な根拠					
山梨県	甲州市	勝沼町	甲州市勝沼町水道統合整備事業	H10	H30	3,062.070	77,056.908	需要者が独自で井戸等で水道と同量の水を確保するのを回避する費用	9,001,713	8.56	安心安全な水道水を供給するためには、広瀬ダム水の水利用をすることが最良の方策であり、さらに費用対効果分析による評価の結果、事業全体及び残事業の投資効率性の費用便益比が1.0以上を上回ったことから、本事業を継続することが妥当であると判断する。	継続	

平成27年度予算に係る再評価結果一覧表

【水道水源開発等施設整備事業】

(単位:千円)

都道府県	事業者名	補助金区分	補助区分(中)	事業名 (関連ダム名)	工期(年度)		総事業費	便益(B)		費用(C)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	備考
					始	終		総便益	便益の主な根拠					
茨城県	茨城県(県南広域水道用水供給事業)	水道水源開発施設整備費	水道広域化施設整備費	県南広域水道用水供給事業(霞ヶ浦導水)	S39	H32	125,143,000	1,859,601,150	水源開発による安定水源が確保できない場合の渇水による減・断水被害額を算出	205,964,576	9.03	県南地域は、地下水利用の多い地域であるが、県条例の地下水規制地域であり、過去にも地下水障害等が発生してきた経緯がある。地下水から安全な水道水への転換、地下水障害等の防止の観点からも、事業を継続する必要がある。	継続	
茨城県	茨城県(県西広域水道用水供給事業)	水道水源開発施設整備費	水道広域化施設整備費	県西広域水道用水供給事業(霞ヶ浦導水)	S55	H32	79,419,000	150,577,444	水源開発による安定水源が確保できない場合の渇水による減・断水被害額を算出	83,602,581	1.80	県西地域は、地下水利用の多い地域であるが、県条例の地下水規制地域であり、過去にも地下水障害等が発生してきた経緯がある。地下水から安全な水道水への転換、地下水障害等の防止の観点からも、事業を継続する必要がある。	継続	
茨城県	茨城県(県中央広域水道用水供給事業)	水道水源開発施設整備費	水道広域化施設整備費	県中央広域水道用水供給事業(霞ヶ浦導水)	S60	H30	88,090,000	1,318,727,231	水源開発による安定水源が確保できない場合の渇水による減・断水被害額を算出	364,710,639	3.62	評価対象事業は、必要性が認められるとともに費用便益費が基準値(1.0)よりも高く、いずれの代替案も実現困難であることから、事業を継続する必要がある。	継続	
千葉県	印旛郡市広域市町村圏事務組合	水道水源開発施設整備費	特定広域化施設整備費	印旛広域水道用水供給事業(霞ヶ浦導水)	S56	H34	55,400,000	2,932,546,327	給水制限日数を算定し、生活用水、業務営業用水、工場用水に分けて被害額を算定	228,551,857	12.83	評価対象事業は、他に適切な代替案がなく、地域への水の供給のためには不可欠な事業であることから、事業を継続する必要がある。	継続	
千葉県	九十九里地域水道企業団	水道水源開発施設整備費	特定広域化施設整備費	水道水源開発施設整備事業(霞ヶ浦導水)	S60	H27	2,651,850	73,398,238	事業を実施しない場合の減・断水被害による給水制限被害額	54,989,532	1.33	費用対効果分析の結果より、事業の有効性を確認。また、評価対象事業に代わる他の代替案がなく、地域への水道用水供給のためには不可欠な事業であることから、継続する必要がある。	継続	